

越前市市有建築物耐震化計画（三期）

令和2年3月

越 前 市

目 次

第1章 計画の概要

第1節 目的・経緯・位置付け

1. 目的
2. 背景・経緯
3. 本計画の位置付け
4. 計画期間
5. 計画対象建築物

第2節 耐震化の現状

第2章 市有建築物の耐震化計画

第1節 耐震化計画の方針

1. 基本的な考え方
2. 三期計画の方針

第2節 今後の方針

第1章 計画の概要

第1節 目的・経緯・位置付け

1. 目的

「越前市建築物耐震改修促進計画」に基づき、市有建築物の更なる耐震化を図ることにより、地震時の利用者の安全確保はもとより、震災時の公共建築物の役割を確保し、安全で安心なまちづくりを推進していくことを目的とする。

2. 背景・経緯

阪神・淡路大震災を教訓に、平成7年10月に建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。さらにその後、各地で大規模な地震が発生し大きな被害が生じたため、耐震性を有していない建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に同法が改正され、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

これを受けて、福井県では平成18年12月に「福井県建築物耐震改修促進計画」を策定し、越前市においても、平成20年5月に「越前市建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

この計画を受け、平成22年3月に市有建築物について、当面最優先して耐震化を推進すべき建築物を位置づけるための計画として「越前市市有建築物耐震化計画」を策定（平成24年3月一部改定、平成28年3月二期計画策定）し、耐震化を図ってきました。

今回、「市有建築物耐震化計画」の二期計画期間が満了を迎えることから、令和2年度以降も引き続き市有建築物の更なる耐震化を図るため、「越前市市有建築耐震化計画（三期）」を策定します。

平成 7年 10月	「耐震改修促進法」制定（平成7年12月施行）
平成 17年 11月	「耐震改修促進法」改正（平成18年1月施行）
平成 18年 12月	「福井県建築物耐震改修促進計画」策定
平成 19年 11月	「越前市学校施設耐震化推進計画」策定
平成 20年 5月	「越前市建築物耐震改修促進計画」策定
平成 22年 3月	「越前市市有建築物耐震化計画」策定
平成 24年 3月	「越前市市有建築物耐震化計画」一部改定
平成 24年 9月	「越前市建築物耐震改修促進計画」改定
平成 25年 5月	「耐震改修促進法」改正（平成25年11月施行）
平成 28年 3月	「越前市建築物耐震改修促進計画」改定
	「越前市市有建築物耐震化計画」（二期）策定

3. 本計画の位置付け

本計画は、市有建築物の耐震化を推進するためのものと位置付け、『越前市耐震改修促進計画』、『越前市公共施設等総合管理計画』を上位計画とします。

4. 計画期間

上位計画である「越前市公共施設等総合管理計画」の第一期計画期間に合わせ、令和2年度から令和8年度（7年間）を本計画の計画期間とします。

5. 計画対象建築物

本計画の対象となる建築物は、市有建築物（小規模な附属建築物※₁を除く。）のうち、建築基準法第20条に規定される構造計算が必要な建築物（木造で延べ面積500㎡を超えるもの、非木造で2階建て以上又は延べ面積200㎡を超えるもの）とします。

第2節 耐震化の現状

令和元年度末時点で、市有建築物全体の棟数（小規模な附属建築物を除く。）は639棟であり、そのうち計画対象建物は、355棟です。この計画対象建築物の耐震化の現状は、[表-1] [表-2]のとおりです。

本計画の一期計画では、当面最優先して耐震化を推進すべき建築物として、多数の者が利用する特定建築物と、幼稚園・保育園施設を位置付け、耐震性の低い特定建築物※₂（Eランク）2棟と幼稚園・保育園5園6棟の耐震化を実施しました。

また、避難施設にもなる学校施設については「学校施設耐震化推進計画」にて耐震化率※₃100%を実施しました。

二期計画では、耐震化の喫緊の課題であった庁舎関連施設を実施対象建築物として庁舎等6棟の耐震化に取り組みました。

[表-1] 市有建築物の耐震化状況

(令和元年度末)

分類	建築物の総棟数	計画対象建築物 ①=②+③	新耐震基準の建築物 ②	旧耐震基準による建築物 ③=④+⑤+⑥+⑦	耐震性(有) ④	耐震改修(済) ⑤	耐震性(無) ⑥	未診断 ⑦	耐震化率
									⑧=(②+④+⑤)/①
全体	639	355	207	148	20	40	29	59	75.2%
特定建築物	108	108	63	45	5	27	13	0	88.0%

[表-2] 市有建築物の用途別耐震化状況

(令和元年度末)

分類	建築物の総棟数	W造以外 2階以上 又は 200㎡超 の建築物 ①=②+③	新耐震 基準の 建築物 ②	旧耐震 基準 による 建築物 ③=④+⑤ +⑥+⑦					耐震化率 ⑧= (②+④+⑤) /①
					耐震性 (有) ④	耐震改修 (済) ⑤	耐震性 (無) ⑥	未診断 ⑦	
全体	639	355	207	148	20	40	29	59	75.20%
小・中学校	182	129	93	36	4	32	0	0	100.00%
幼稚園	14	9	5	4	1	3	0	0	100.00%
公民館	29	24	8	16	4	0	11	1	50.00%
スポーツ施設	30	17	9	8	0	0	2	6	52.90%
文化施設	16	11	6	5	0	2	0	3	72.70%
児童福祉施設 (保育園・認定こども園)	17	12	6	6	6	0	0	0	100.00%
児童福祉施設 (児童センター等)	18	9	8	1	0	0	1	0	88.90%
社会福祉・高齢福祉施設	9	6	5	1	0	0	0	1	83.30%
集会場	27	16	9	7	0	0	1	6	56.30%
庁舎	4	4	4	0	0	0	0	0	100.00%
市営住宅	100	54	15	39	2	0	13	24	31.50%
その他	193	64	39	25	3	3	1	18	70.30%

第2章 市有建築物の耐震化計画

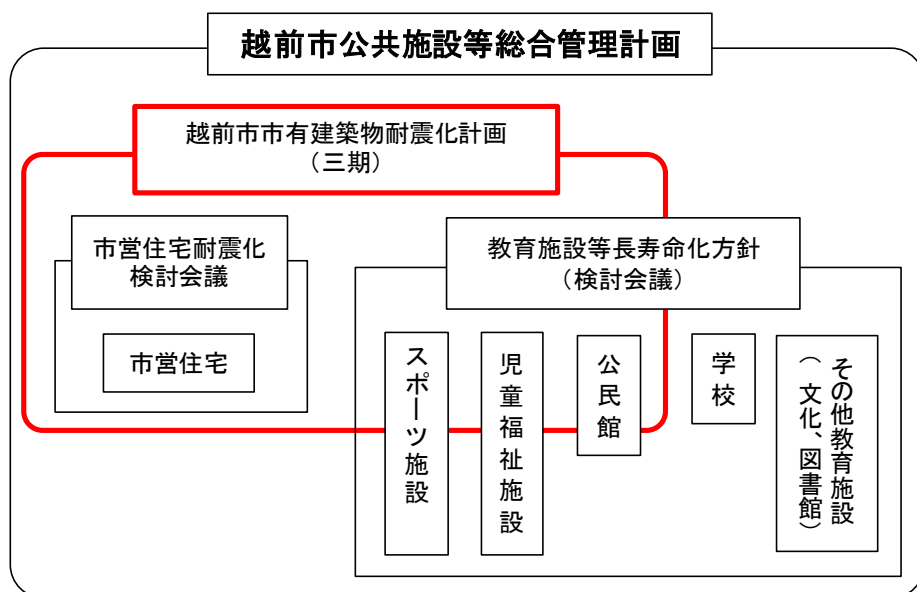
第1節 耐震化計画の方針

1. 基本的な考え方

市有建築物については、地震時の利用者の安全確保はもとより、震災時において防災活動や救急・救護活動の拠点、避難施設となるなど、災害時の重要な役割を担うものであり、これらの機能確保が求められます。

しかし、耐震性が劣る全ての市有建築物について同時に耐震化を図ることは困難であるため、規模及び用途による重要性から対象施設としては、多数の者が利用する特定建築物の市営住宅や武道館、日常的に児童等が利用する児童福祉施設（児童センター）、災害時の防災地区拠点基地である地区公民館を優先的に位置付けます。

また、「越前市公共施設等総合管理計画」を上位計画とし、計画期間内に取り組む施設のうち、市営住宅は市営住宅耐震化検討会議で、児童福祉施設及び地区公民館、スポーツ施設（武道館）に関しては教育施設等長寿命化検討会議にて検討し、耐震化の方針を決定しました。



2. 三期計画の方針

(1) 市営住宅について（市営住宅耐震化検討会議）

- 1) 特定建築物のうち、耐震性が低い施設（診断ランク※4、I s 値※5、建築年）から取り組むこととし、令和2年度策定する長寿命化計画に位置付け、順次耐震補強を進める。
- 2) 施設数や規模が大きく、また、工事中の入居者の移転等も必要なため、12棟すべてを計画期間内（令和8年度まで）で実施する事は困難なため、計画期間後も引き続き取り組み、令和11年度までに耐震化を完了する。[表-3]

[表-3] 市営住宅 耐震化一覧（12棟）

分類	建築物名称	建築年	構造	階数	延床面積	診断 ランク	I s 値	実施時期	
市営住宅	特定建築物	王子保団地	S 52	RC	5	1,789.33	C	0.39	三期計画 で実施
		北日野団地 1号館	S 53	RC	5	1,886.80	C	0.42	
		村国団地	S 48	RC	4	1,130.66	C	0.45	
		緑団地	S 47	RC	4	1,130.66	C	0.46	
		北日野団地 2号館	S 54	RC	5	1,917.86	C	0.49	
		春日団地 B棟	S 54	RC	4	1,028.25	C	0.5	
		北日野団地 3号館	S 55	RC	5	1,886.80	C	0.5	
		上太田団地	S 56	RC	5	1,981.40	C	0.5	三期計画以降 (令和11年度まで) に実施
		武生南団地 3号館	S 57	RC	4	1,586.04	C	0.5	
		馬塚団地 B棟	S 51	RC	4	1,242.92	C	0.51	
		馬塚団地 C棟	S 50	RC	4	1,242.92	C	0.59	
		武生南団地 2号館	S 56	RC	4	1,534.16	C	0.59	

(2) 児童福祉施設、地区公民館、スポーツ施設（武道館）について (教育施設等長寿命化方針)

1) 児童福祉施設、地区公民館、スポーツ施設（武道館）については、教育施設等長寿命化検討会議の中で検討し、教育施設等長寿命化方針に基づき、耐震性が低い施設（診断ランク、Is 値）から取り組み、計画期間内にて順次耐震化を進める。[表－4]

[表－4] 児童福祉施設、地区公民館、スポーツ施設（武道館）耐震化一覧（11棟）

分類	建築物名称	建築年	構造	階数	延床面積	診断 ランク	Is 値	
教育施設等	児童福祉施設	南中山児童館	S 56	RC	2	925.91	D	0.36
		北日野児童センター	S 55	RC	1	281.65	B	0.47
	地区公民館	南中山公民館	S 56	RC	2	925.91	D	0.36
		花筐公民館	S 52	RC	2	612.00	D	0.48
		神山公民館	S 49	RC	2	332.10	C	0.44
		武生南公民館	S 48	RC	2	427.58	C	0.45
		白山公民館	S 51	RC	2	434.90	C	0.45
		北新庄公民館	S 52	RC	2	450.97	C	0.46
		武生西公民館	S 50	RC	2	444.90	C	0.58
		吉野公民館	S 53	RC	2	453.54	C	0.61
		味真野公民館	S 55	RC	2	512.62	C	0.63
スポーツ施設 (特定建築物)	武道館	S 54	RC	2	2,589.67	C	0.61	

※南中山児童館と南中山公民館は複合施設のため棟数は1棟とする。

第2節 今後の方針

市有建築物の耐震化については、二期計画までに規模及び用途による重要性、耐震性による緊急性を考慮し、解体も含め耐震対策をすべき建築物から順次、耐震化に取り組んできました。しかし、今後も市有建築物の多くが急速に老朽化することが予想され、日常の維持管理費に加え、将来的には、改修や建替等に多額の費用が必要となり、財政を圧迫することが懸念されます。

このことから市有建築物の維持保全については、「越前市公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点に立った公共施設の更新、統廃合、長寿命化と整合性を取りながら耐震化に努めます。

今後、公共施設の耐震化については、設備更新・バリアフリー化及び施設の機能向上などの長寿命化工事と併せて検討し、効率的かつ効果的な耐震化を図るとともに、耐震化実施までの間、建物の機能保全や安全対策など必要な対策にも努めます。

[用 語]

※1 「小規模な附属建築物」

小規模で、人が立ち入る事が少ないなど、耐震化を検討するまでに至らない建築物
例：車庫、自転車置場、倉庫、書庫、灯油庫、プロパン庫、機械室、ポンプ室、屋外便
所、プール附属棟、公園・スポーツ施設の上屋、プレハブ造の重要でない建築物等

※2 「特定建築物」

耐震改修促進法第14条1号に規定されている、学校、体育館などの多数のものが利用する建築物で、地震発生時に被害を受け倒壊又は使用ができない状態になると、人的及び経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物
(別表参照)

※3 「耐震化率」

計画対象建築物の棟数に対する耐震性を有する建築物の棟数の割合

※4 「診断ランク」

耐震診断の判定結果を表わすもので、福井県耐震診断等評定委員会が定めた耐震診断判定フローにより判定する。I_s値の他にI_s/I_{s0}や構造形態、偏心の大小等を指標とするフローとなっている。A～Eまでのランクがあり、Aは耐震性を有している。

※5 「I_s値」

構造耐震指標の略で、建築物が保有する耐力を表わす指標（耐震診断で算定）

別表 特定建築物の一覧（耐震改修促進法第14条）

区 分	用 途	規 模 要 件
多数の者が 利用する 特定建築物	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校又は養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校又は養護学校以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの	
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
	事務所	
	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設		
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設		
体育館等（一般公共の用に供するもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	